

(証券コード 4027)  
2021年6月7日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号  
(本社事務所 大阪市中央区谷町4丁目11番6号)

**テイカ株式会社**

代表取締役社長執行役員 山崎 博史

## 第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月24日(木曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会における新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場4丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル3階  
T K P ガーデンシティ P R E M I U M 心斎橋「バンケット」

※今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）にてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、本株主総会前にあらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第155期（自2020年4月1日  
至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人および監査等委員会の第155期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれます。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載させていただきます。

#### 【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ・ご出席される株主様におかれましては、体温測定、マスクの着用および消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

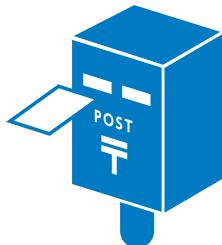


### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2021年6月25日(金曜日)  
午前10時

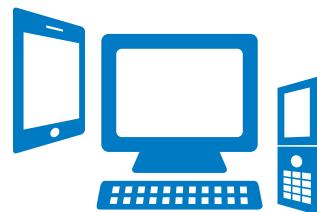


### 書面の郵送により行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2021年6月24日(木曜日)  
午後5時40分までに到着



### インターネットにより行使される場合

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2021年6月24日(木曜日)  
午後5時40分までに入力

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、次ページ記載の内容をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

※午前2時から午前5時まではご利用いただけません。

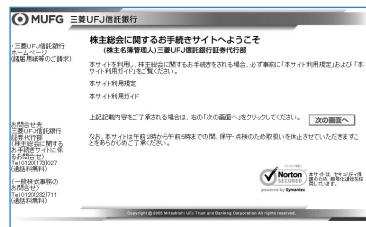


スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

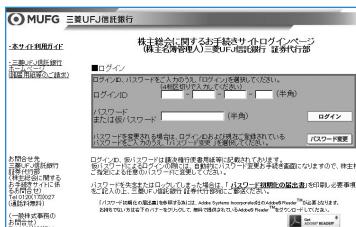
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ■ アクセス手順

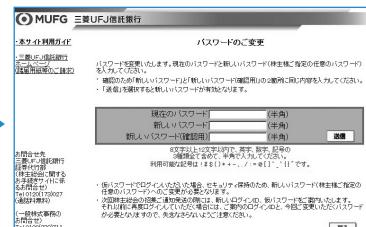
### 1 議決権行使サイトへアクセス



### 2 ログイン



### 3 パスワード登録



- 1 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- 2 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

## ご 注 意 事 項

### (1) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ① 議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

### 【機関投資家の皆様へ】

株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

(自 2020年 4月 1日)  
(至 2021年 3月 31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動や社会生活全般に大きな影響を受け、景気は急速に悪化しました。その後、一部の業種では持ち直しの動きが見られたものの、感染の収束は未だ見えておらず、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、成長を持続するため事業の再編成等に注力するとともに、製造原価の低減、業務効率の向上を図り、収益の確保に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、汎用用途の酸化チタンの販売は期後半から回復の兆しは見られたものの、機能性微粒子製品の販売は回復に時間を要しており、売上高は384億2百万円（前期比15.5%減）、営業利益は29億2千7百万円（前期比49.6%減）、経常利益は27億4千万円（前期比52.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億2千7百万円（前期比49.7%減）となりました。

当期の事業別の概況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「酸化チタン関連事業」「その他事業」の2区分から「機能性材料事業」「電子材料・化成品事業」の2区分に変更しております。

#### ① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンは、期前半の建築・自動車需要低迷の影響が大きく、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品は、外出自粛やインバウンド需要の消失等の影響を受け、主用途のUVカット剤の需要が落ち込み、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上高は194億4千2百万円（前期比20.9%減）となりました。

② 電子材料・化成品事業

界面活性剤は外食需要の低迷により業務用洗剤向けの販売が減少し、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

コンデンサ向けの導電性高分子薬剤は、車載向けの販売は減少しましたが、在宅勤務の増加等によりパソコン向けが好調に推移しましたことにより、販売数量は前期より増加、売上高は前期並みとなりました。

無公害防錆顔料および硫酸は需要低迷の影響を受け、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

圧電材料は医療機器用の海外顧客向け販売は堅調に推移したものの、一部顧客での在庫調整の影響を受け、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上高は177億1千3百万円（前期比9.5%減）となりました。

③ その他

倉庫業は物流の停滞による荷動きの減少により、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、その他の売上高は12億4千5百万円（前期比4.0%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染の再拡大の懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移すると予想されます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、需要回復の兆しはあるものの、原燃料価格の高騰により、今後も収益面で厳しい状況が続くものと予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品に関しましては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、主用途であるUVカット剤需要は低迷していますが、今後欧米を中心にワクチン接種の拡大により、徐々に需要は回復するものと予想され、市況を注視しつつ販売維持拡大に努めてまいります。

② 電子材料・化成品事業

医療器用向け電子材料に関しましては、今後も需要は好調に推移するものと予想しており、更なる拡販に努めてまいります。また、化成品事業に関しましては、洗剤など日用品向けの需要は堅調に推移するものと予想しております。

このような状況下、当社グループは激変する環境にスピードをもった的確かつ柔軟に対応するとともに、グループ一丸となって一層の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は42億7千8百万円であり、その主なものは工場設備の更新等であります。

- ① 当期中に完成した主要な設備投資  
機能性材料事業  
機能性微粒子製品製造設備増設工事
- ② 当期継続中の主要な設備投資  
電子材料・化成品事業  
圧電単結晶材料製造設備新設工事

(4) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、設備投資資金に充当するため50億円の銀行借入を行いました。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第152期 2018年 3月期	第153期 2019年 3月期	第154期 2020年 3月期	第155期 (当期) 2021年 3月期
売 上 高(百万円)	42,521	47,385	45,435	38,402
経 常 利 益(百万円)	6,108	6,033	5,798	2,740
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,624	4,007	3,830	1,927
1株当たり当期純利益	154円13銭	170円47銭	163円70銭	83円16銭
総 資 産(百万円)	58,843	63,916	63,554	69,177
純 資 産(百万円)	43,043	45,356	46,940	50,230

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益は、第152期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第153期より適用しており、第152期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95 <sup>百万円</sup>	100 <sup>%</sup>	倉 庫 業
テイカ商事株式会社	15	100	化 学 工 業 薬 品 の 売 販
T F T 株 式 会 社	30	100	圧 電 材 料 の 販 売
テイカM&M株式会社	10	100	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 荷 役 請 負
ジャパンセリサイト株式会社	50	50	セリサイト製品の売 販
TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.	160 <sup>百万バーツ</sup>	86	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.	1,897 <sup>億ドン</sup>	100	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TRS Technologies, Inc.	12 <sup>万ドル</sup>	100	圧電単結晶製品等の 製 造 ・ 販 売

(注) テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容	売上高構成比
機能性材料	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品、光触媒用酸化チタン等の製造、販売	% 50.6
電子材料・化成品	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子薬剤、圧電材料等の製造、販売	46.1
その他	化学工業薬品等の輸送、保管	3.3
	合 計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 店 (大阪市大正区)  
本社事務所 (大阪市中央区)  
東京支店 (東京都中央区)  
大阪工場 (大阪市大正区)  
岡山工場 (岡山市東区)  
熊山工場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テイカ倉庫株式会社 (大阪市西淀川区)  
テイカ商事株式会社 (大阪市中央区)  
T F T 株式会社 (大阪市大正区)  
テイカM & M株式会社 (大阪市西淀川区)  
ジャパンセリサイト株式会社 (東京都中央区)  
TAYCA(Thailand) Co.,Ltd. (タイ)  
TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)  
TRS Technologies,Inc. (米国)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
833名	40名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,062 <sup>百万円</sup>
株式会社三菱UFJ銀行	1,968
株式会社トマト銀行	770

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,714,414株(うち自己株式2,538,667株)
- (3) 株主数 3,972名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	2,903 <sup>千株</sup>	12.52 <sup>%</sup>
三井物産株式会社	1,784	7.69
三菱商事株式会社	1,630	7.03
山田産業株式会社	1,470	6.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,009	4.35
テイカグループ持株会	997	4.30
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	976	4.21
日本土地建物株式会社	694	2.99
関西ペイント株式会社	612	2.64
住友商事株式会社	500	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式2,538千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 主要株主である筆頭株主「QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704」は、2020年9月に「KBL EPB S.A. 107704」より名称が変更となりました。
3. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
4. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	名木田 正 男	
代表取締役 社長執行役員	山 崎 博 史	内部監査室管掌
取 締 役 常務執行役員	西 野 雅 彦	経営企画部、環境品質管理部、 新規事業・知財戦略室、資材部管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	出 井 俊 治	営業部、東京支店、大阪研究所、岡山研究所、 電子材料部管掌 T F T 株式会社代表取締役社長
取 締 役 上席執行役員	岩 崎 多摩太郎	熊山工場管掌、岡山工場長
取 締 役 常勤監査等委員	宮 崎 晃	
取 締 役 監査等委員	山 田 裕 幸	山田産業株式会社代表取締役社長
取 締 役 監査等委員	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
取 締 役 監査等委員	山 本 浩 二	大阪学院大学経営学部教授 大阪府監査委員
取 締 役 監査等委員	尾 崎 まみこ	神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授 理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授

- (注) 1. 監査等委員である取締役山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏を独立役員とする届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役山本浩二氏は、会計学等の大学教授として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宮崎晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は取締役および子会社役員等であります。

5. 以下の取締役の担当および重要な兼職の状況は、2021年4月1日より次のとおりとなっております。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 常 務 執 行 役 員	西 野 雅 彦	経営企画部、環境品質管理部、 新規事業・知財戦略室、資材部管掌、 大阪工場長 テイカ商事株式会社代表取締役社長

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役報酬は、多様で優秀な人材が獲得保持でき、また当社の永続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すことができる報酬体系とする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や社員給与との調和等を勘案して定めた役員報酬規定の役位別金額に応じて支給額を決定する。

・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の前3期実績の平均値と直近の実績値との対比および直近の期首業績予想値と実績値との対比等をもとに達成度を係数にし、役員報酬規定に定められた役位別のベース金額を乗じて支給額を決定する。各指標は中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、独立社外取締役の助言を得た上で、見直しを行うものとする。

・当事業年度の業績連動報酬における主な指標

	2020年3月期実績値		前3期実績平均値		2020年3月期 期首業績予想値	
	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)
連結	5,808	12.8	5,900	13.9	6,800	13.1

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の業績連動報酬は各指標の達成度に応じて変動する仕組みとし、その割合は報酬額の0%～約16%の範囲内で決定する。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬規定および算定方法の決定権限は、代表取締役が有し、個人別の報酬額は上記方法で算定した額と世間水準や社員給与との調和等を勘案し、代表取締役が原案を作成、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会において決定する。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は、5名です。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名です。

- ③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	169	148	20	—	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役は除く)	13	13	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	20	20	—	—	4

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) には、2020年6月25日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 2008年6月28日開催の第142回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金を退任後に支給することが決議されております。これに伴い、上記のほか、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し7百万円の役員退職慰労金を支給しております。

- (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山田裕幸氏は、山田産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。

取締役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

取締役山本浩二氏は、大阪学院大学経営学部教授および大阪府監査委員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役尾崎まみこ氏は、神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授および理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 山田 裕幸

当期に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、また監査等委員会9回のうち8回に出席し、主にこれまでに培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 田中 等

当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主にこれまでに弁護士として培ってきた企業法務等の専門的見識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 山本 浩二

当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主に大学教授としての会計学等の専門的な知識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 尾崎 まみこ

当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主に技術系研究者として長年にわたり培ってきた専門的見識、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなどの豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

恒 栄 監 査 法 人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.およびTAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠が当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社グループは、「テイクグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理(廃棄を含む)する。
- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。
- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
中期経営計画、年度計画、年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員が意見交換し、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。
- ⑦ 当社および子会社からなる企業集団における取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制  
当社は、監査等委員会に対して業務の執行状況等の必要な報告をする。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については発見次第直ちに監査等委員会に対して報告をする。

コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、当該通報の内容を監査等委員会に対して報告する。

監査等委員会に対して報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管掌役員より、取締役会で報告する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令や社内規定等の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス全般に関する方針・施策等を審議する他、コンプライアンスに関する状況や通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票などは、社内規定に従って適切に記録され保存・管理しております。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書・手順書などの見直しを行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行っております。また、経営に特に重要な影響をお

よばす可能性があり、その対応が多部門に亘るリスクを整理し、期末に一元的にモニタリング監査を行うなど、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
各部署において中期経営計画、年度計画、年度予算を定期的に作成しており、事業別の予算・業績管理を実施しております。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
各部署に対して、監査等委員および内部監査室による監査を実施し、業務の適正化を図っております。
- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制  
監査等委員は、取締役会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めています。また、監査等委員と内部監査室は毎月会議を実施し内部監査室から実施事項などの報告を行い、相互に連携する体制を取っております。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の管理を行う部署の管掌役員より、当社の取締役会などで報告を行っております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行っております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく

者でなければならぬと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創立以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や圧電材料等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、さらなる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2011年6月29日、2014年6月27日、2017年6月28日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、2020年6月25日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様が大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tayca.co.jp/>) に掲載の2020年5月12日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は基本的に株主に対する安定した利益還元を重要事項と認識し、必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、2021年5月12日開催の取締役会におきまして、1株当たり18円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株当たり18円を実施しており、年間配当金は1株当たり36円となりました。

---

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>(69,177)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(18,947)</b>
<b>流動資産</b>	<b>36,979</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,999</b>
現金及び預金	13,329	支払手形及び買掛金	3,914
受取手形及び売掛金	11,395	短期借入金	465
商品及び製品	7,164	1年内返済長期借入金	1,950
仕掛品	1,116	未払法人税等	442
原材料及び貯蔵品	3,342	賞与引当金	350
その他の他	634	その他の他	2,875
貸倒引当金	△2	<b>固定負債</b>	<b>8,948</b>
<b>固定資産</b>	<b>32,198</b>	長期借入金	4,038
<b>有形固定資産</b>	<b>17,624</b>	リース債務	56
建物及び構築物	6,724	繰延税金負債	1,692
機械装置及び運搬具	7,774	退職給付に係る負債	3,152
土地	1,695	その他の他	9
建設仮勘定	936	<b>(純資産の部)</b>	<b>(50,230)</b>
その他の他	493	<b>株主資本</b>	<b>43,714</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,767</b>	資本金	9,855
のれん	1,536	資本剰余金	6,766
その他の他	230	利益剰余金	29,551
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,806</b>	自己株式	△2,459
投資有価証券	11,797	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,173</b>
長期前払費用	637	その他有価証券評価差額金	6,370
繰延税金資産	71	繰延ヘッジ損益	61
その他の他	323	為替換算調整勘定	△187
貸倒引当金	△23	退職給付に係る調整累計額	△71
<b>資産合計</b>	<b>69,177</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>341</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>69,177</b>

## 連結損益計算書

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

科 目	金 額	
		百万円
売 上 高		38,402
売 上 原 価		29,377
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>9,025</b>
販売費及び一般管理費		6,097
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,927</b>
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	215	
そ の 他	517	732
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
そ の 他	868	918
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,740</b>
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	180	
投資有価証券売却益	129	309
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	261	
出 資 金 評 価 損	48	
本 社 移 転 費 用	12	321
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,728</b>
法人税、住民税及び事業税		829
法 人 税 等 調 整 額		△49
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,949</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		22
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,927</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 6,766	百万円 28,551	百万円 △2,458	百万円 42,714
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△927		△927
親会社株主に帰属する当期純利益			1,927		1,927
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,000	△0	999
当 期 末 残 高	9,855	6,766	29,551	△2,459	43,714

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 4,008	百万円 △85	百万円 112	百万円 △151	百万円 3,885	百万円 340	百万円 46,940
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△927
親会社株主に帰属する当期純利益							1,927
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,362	146	△300	79	2,288	0	2,289
連結会計年度中の変動額合計	2,362	146	△300	79	2,288	0	3,289
当 期 末 残 高	6,370	61	△187	△71	6,173	341	50,230

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>(64,783)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(16,739)</b>
<b>流動資産</b>	<b>32,237</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,021</b>
現金及び預金	10,988	支払手形	220
受取手形	253	買掛金	2,431
売掛金	9,366	1年内返済長期借入金	1,917
商品及び製品	6,774	未払金	1,354
仕掛品	965	未払費用	52
原材料及び貯蔵品	3,062	未払法人税等	364
前払費用	23	賞与引当金	330
未収入金	328	その他の負債	1,350
短期貸付金	420	<b>固定負債</b>	<b>8,717</b>
その他の流動資産	54	長期借入金	3,998
<b>固定資産</b>	<b>32,546</b>	リース負債	55
<b>有形固定資産</b>	<b>15,835</b>	繰延税金負債	1,679
建物	5,545	退職給付引当金	2,973
構築物	760	その他の負債	9
機械及び装置	6,860	<b>(純資産の部)</b>	<b>(48,044)</b>
車両運搬具	24	<b>株主資本</b>	<b>41,620</b>
工具、器具及び備品	449	資本金	9,855
土地	1,307	資本剰余金	6,766
建設仮勘定	887	資本準備金	2,467
<b>無形固定資産</b>	<b>189</b>	その他資本剰余金	4,299
ソフトウェア	188	<b>利益剰余金</b>	<b>27,456</b>
施設利用権	1	その他利益剰余金	27,456
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,520</b>	別途積立金	21,200
投資有価証券	11,760	繰越利益剰余金	6,256
関係会社株	3,754	<b>自己株式</b>	<b>△2,459</b>
長期貸付金	12	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,424</b>
関係会社長期貸付金	495	その他有価証券評価差額金	6,362
長期前払費用	526	繰延ヘッジ損益	61
差入保証金	199		
その他の流動資産	88		
貸倒引当金	△317		
<b>資産合計</b>	<b>64,783</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>64,783</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2020年 4月 1日)  
(至 2021年 3月 31日)

科 目	金 額	
		百万円
売 上 高		28,934
売 上 原 価		21,255
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>7,679</b>
販売費及び一般管理費		5,105
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,574</b>
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	408	
そ の 他	509	917
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
そ の 他	894	923
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,568</b>
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	180	
投資有価証券売却益	129	309
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	264	
出 資 金 評 価 損	48	
本 社 移 転 費 用	12	324
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,553</b>
法人税、住民税及び事業税		644
法 人 税 等 調 整 額		△6
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,915</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 2,467	百万円 4,299	百万円 6,766	百万円 21,200	百万円 5,268	百万円 26,468
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△927	△927
当期純利益						1,915	1,915
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	988	988
当 期 末 残 高	9,855	2,467	4,299	6,766	21,200	6,256	27,456

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 △2,458	百万円 40,632	百万円 4,000	百万円 △85	百万円 3,915	百万円 44,547
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△927				△927
当期純利益		1,915				1,915
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,362	146	2,509	2,509
事業年度中の変動額合計	△0	988	2,362	146	2,509	3,497
当 期 末 残 高	△2,459	41,620	6,362	61	6,424	48,044

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

テイカ株式会社  
取締役会 御中

恒栄監査法人  
大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	大石 麻瑳央	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	寺田 奈美子	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	白江 伸宏	Ⓔ
業務執行社員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テイカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

テイカ株式会社  
取締役会 御中

恒栄監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	大石 麻瑳央	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	寺田 奈美子	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	白江 伸宏	Ⓔ
業務執行社員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テイカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第155期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び内部監査室と意思疎通及び情報の交換を図り事業の報告を受け、必要に応じて財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月19日

テイカ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	宮 崎	晃	㊟
監査等委員	山 田	裕 幸	㊟
監査等委員	田 中	等	㊟
監査等委員	山 本	浩 二	㊟
監査等委員	尾 崎	ま み こ	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

その候補者は次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	<small>な ぎ た ま さ お</small> 名木田 正 男 (1950年4月13日生)	1973年4月 当社入社 2004年6月 当社東京支店長 2005年6月 当社取締役東京支店長 2009年6月 当社常務取締役東京支店長 2010年6月 テイカ商事(株)代表取締役社長 2010年10月 当社常務取締役営業部長 2011年10月 当社常務取締役 2013年6月 当社専務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長 2014年6月 テイカ倉庫(株)代表取締役社長 2017年4月 ジャパンセリサイト(株)代表取締役 社長 2019年6月 当社代表取締役社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役会長、現在に至る	29,290株
取締役候補者とした理由 名木田正男氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しており、また2014年6月より当社代表取締役社長、2020年6月より当社代表取締役会長として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	やま ぎき ひろ ふみ 山 崎 博 史 (1955年7月4日生)	1979年4月 (株)第一勧業銀行入行 1999年10月 同行駒沢支店長 2005年5月 (株)みずほ銀行横浜西口支店長 2006年12月 みずほ信用保証(株)上席執行役員 2009年6月 同社常務取締役 2011年5月 当社入社、顧問 2011年6月 当社取締役 2013年11月 当社取締役経理部長 2014年6月 当社常務取締役経理部長 2014年6月 テイカ商事(株)代表取締役社長 2015年4月 当社常務取締役 2018年6月 当社専務取締役 2019年6月 当社代表取締役専務執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員、現 在に至る  (現在の担当) 内部監査室管掌	11,700株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>山崎博史氏は、前職において培った金融、企業経営にわたる幅広い見識を、また当社入社後は管理部門や工場部門等において十分な実績を有しており、2020年6月より当社代表取締役社長執行役員として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いで い しゅん じ 出 井 俊 治 (1964年3月24日生)	1986年4月 当社入社 2012年4月 当社岡山研究所長 2015年4月 当社営業部長 2017年6月 当社東京支店長 2018年6月 当社取締役東京支店長 2018年8月 T F T (株)代表取締役社長、現在に至る 2019年6月 当社取締役上席執行役員東京支店長 2020年6月 当社取締役常務執行役員、現在に至る (現在の担当) 営業部、東京支店、大阪研究所、岡山研究所、 電子材料部管掌 (重要な兼職の状況) T F T (株)代表取締役社長	2,900株
取締役候補者とした理由 出井俊治氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">にし の まさ ひこ 西 野 雅 彦 (1959年10月9日生)</p>	<p>1984年 4 月 日商岩井(株)入社  2003年 9 月 (株)サンクロレラ入社  2010年 8 月 当社入社  2011年10月 当社営業部長  2015年 4 月 当社東京支店長  2015年 6 月 当社取締役東京支店長  2017年 6 月 当社取締役  2017年 6 月 テイカ商事(株)代表取締役社長、現在に至る  2019年 6 月 当社取締役経営企画部長  2019年 6 月 当社取締役上席執行役員経営企画部長  2020年 4 月 当社取締役上席執行役員  2020年 6 月 当社取締役常務執行役員  2021年 4 月 当社取締役常務執行役員大阪工場長、現在に至る</p> <p>(現在の担当)  経営企画部、環境品質管理部、  新規事業・知財戦略室、資材部管掌、大阪工場長  (重要な兼職の状況)  テイカ商事(株)代表取締役社長</p>	4,500株
<p>取締役候補者とした理由  西野雅彦氏は、長年の商社等の勤務において豊富な営業経験と海外勤務の実績を、また当社入社後は営業部門や管理部門等において十分な実績を有しております。これらの見識および実績が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	岩崎多摩太郎 (1967年3月29日生)	1989年4月 当社入社 2010年4月 当社東京支店次長 2016年1月 テイカ倉庫(株)営業部長 2016年10月 同社営業倉庫統括部長 2017年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役上席執行役員岡山工場長、現在に至る  (現在の担当) 熊山工場管掌、岡山工場長	2,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>岩崎多摩太郎氏は、当社入社後、営業部門や工場部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員(5名)は任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みや ぎき あきら 宮 崎 晃 (1958年1月3日生)	1980年4月 当社入社 2006年12月 テイカ商事(株)部長 2008年4月 当社資材部長 2013年7月 当社営業部専任部長 2013年7月 テイカ商事(株)部長 2014年6月 同社取締役部長 2015年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)、現在に至る	5,300株
監査等委員である取締役候補者とした理由 宮崎晃氏は、当社入社後、研究部門、営業部門および資材部門において豊富な業務経験と実績を有しており、これまでに培ってきた経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			
2	やま だ ひろ ゆき 山 田 裕 幸 (1949年5月14日生)	1972年4月 山田産業(株)入社 1992年6月 同社代表取締役社長、現在に至る 1997年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(監査等委員)、現在に至る (重要な兼職の状況) 山田産業(株)代表取締役社長	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等 山田裕幸氏は、これまでに培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。 当社の社外役員としての在任期間 山田裕幸氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、1997年6月から2019年6月まで当社の社外監査役を22年務めておりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">たなか ひとし 田 中 等 (1952年5月7日生)</p>	<p>1979年4月 弁護士登録 米田合同法律事務所 (現弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所、現在に至る</p> <p>2003年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2013年6月 当社監査役</p> <p>2014年6月 日新電機(株)社外監査役、現在に至る</p> <p>2014年6月 当社取締役</p> <p>2019年6月 当社取締役(監査等委員)、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士</p>	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等 田中等氏は、弁護士として企業法務に精通しており、これまでに培ってきた専門的見識および豊富な経験が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間 田中等氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、2013年6月から2014年6月まで当社の社外監査役を1年、2014年6月から2019年6月まで当社の社外取締役を5年務めておりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	<p style="text-align: center;">やま もと こう じ 山 本 浩 二 (1954年12月28日生)</p>	<p>1983年 4 月 香川大学商業短期大学部講師 1984年 4 月 同大学商業短期大学部助教授 1988年10月 大阪府立大学経済学部助教授 1996年 1 月 同大学経済学部（経済学研究科） 教授 2010年 4 月 同大学経済学部長 2012年 4 月 同大学現代システム科学域副学域 長・マネジメント学類長（大学院 経済学研究科教授） 2012年 6 月 同大学特命副学長 2014年 6 月 当社監査役 2015年 7 月 大阪府監査委員、現在に至る 2017年 3 月 大阪府立大学名誉教授、現在に至る 2017年 4 月 大阪学院大学経営学部教授、現在 に至る 2019年 6 月 当社取締役（監査等委員）、現在に 至る (重要な兼職の状況) 大阪学院大学経営学部教授 大阪府監査委員</p>	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等 山本浩二氏は、長年にわたる大学教授としての会計学等の専門的な知識、豊富な経験が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間 山本浩二氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、2014年6月から2019年6月まで当社の社外監査役を5年務めておりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	お ぎ き ま み こ 尾 崎 ま み こ (1955年1月30日生)	1999年4月 京都工芸繊維大学繊維学部応用生物学科助教授 2006年4月 神戸大学理学部生物学科教授 2007年4月 神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授 2016年1月 日本比較生理生化学会会長 2016年6月 当社取締役 2019年6月 当社取締役(監査等委員)、現在に至る 2020年4月 神戸大学大学院理学研究科名誉教授、現在に至る 2020年4月 神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授、現在に至る 2020年4月 理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授、現在に至る (重要な兼職の状況) 神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授 理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等</p> <p>尾崎まみこ氏は、技術系研究者として長年にわたり活躍し、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなど、これまで培ってきた専門的見識および豊富な経験が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外取締役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間</p> <p>尾崎まみこ氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、2016年6月から2019年6月まで当社の社外取締役を3年務めておりました。</p>			

- (注) 1. 山田裕幸氏は、山田産業(株)の代表取締役社長であり、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。また、田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。なお、その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏は、社外取締役の候補者であります。また、当社は(株)東京証券取引所に対して山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎

まみこの4氏を独立役員として届け出ております。当社は引き続き山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 当社は、山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、4氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 〔株主総会会場ご案内図〕

会場：大阪市中央区南船場4丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル3階  
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋「バンケット」



### アクセス方法

大阪メトロ御堂筋線、大阪メトロ長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅より徒歩2分  
「心斎橋駅」3番出口を出て御堂筋沿いを北へ進み御堂筋3丁目の交差点を左にお進みください。

(注) 同じTKP関連のビルが近隣にもございますので、お間違えのないようご注意願います。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

本印刷物は、FSC®認証紙と植物油  
インキを使用しています。